

魚津市告示第125号

魚津市就学援助に関する要綱を次のように定める。

令和5年8月23日

魚津市長 村椿 晃

魚津市就学援助に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定する必要な援助（以下「就学援助」という。）の実施等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民票に記載されている者であって、小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 市長が別に定める日において住民基本台帳法により本市の住民票に記載されている者であって、小学校又は中学校に翌年度から新たに在籍する見込みである児童又は生徒の保護者

(3) 住民基本台帳法により本市以外の住民票に記載されている者であって、市内に設置されている小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(認定要件)

第3条 市長は、前条に該当する者であって次の各号のいずれかに該当するものに就学援助を行うものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている者（以下「要保護者」という。）

(2) 当該保護者が属する世帯の総収入額が生活保護法第8条第1項に規定する保護の基準額（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）をいう。）に1.2を乗じた額以内の者（以下「準要保護者」という。）

(援助費目)

第4条 就学援助の支給は、次に掲げる事項の全部又は一部につき、予算の範囲内において行うものとする。

- (1) 学用品費・通学用品費
- (2) 新入学児童生徒学用品費
- (3) 遠距離通学費
- (4) 修学旅行費
- (5) 校外活動費
- (6) 体育実技用具費
- (7) 学校給食費
- (8) 学校保健医療費 児童生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要した医療費の自己負担分
- (9) オンライン学習通信費

2 前項の規定にかかわらず、前2条に規定する就学援助の対象者が次の表区分欄に該当する場合は、同表費目欄に掲げる事項のみ支給するものとする。

区分		費目
要保護者		修学旅行費 学校保健医療費
準要保護者	第2条第1号に定める者のうち、魚津市外に設置されている小学校又は中学校に就学している児童又は生徒の保護者	学用品費・通学用品費 新入学児童生徒学用品費 遠距離通学費 修学旅行費 校外活動費 体育実技用具費 オンライン学習通信費
	第2条第2号に定める者	新入学児童生徒学用品費
	第2条第3号に定める者	学校給食費

(就学援助の支給額)

第5条 就学援助の支給額は、別表のとおりとする。

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする児童生徒の保護者は、市長が別に定める日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書により市長に申請しなければならない。

- (1) 次号に掲げるもの以外の就学援助 就学援助申請書（様式第1号）
- (2) 新入学児童生徒学用品費に係る就学援助（第2条第2号に定める者からの申請に限る。） 就学援助（新入学児童生徒学用品費入学前支

給) 申請書 (様式第 2 号)

(認定及び通知)

第 7 条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに審査を行い、就学援助の認定の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、当該申請を行った保護者に書面で通知しなければならない。ただし、前条第 1 号の申請について認定する決定を行ったときは、学校長を経由して当該保護者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第 8 条 市長は、就学援助の認定を受けた者 (以下「被援助者」という。) が次に掲げるいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとする。

(1) 被援助者が辞退したとき。

(2) 虚偽又は不正の申請により支給を受けていることが判明したとき。

(3) 第 2 条に規定する要件を欠くことになったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 前項第 2 号により認定を取り消された被援助者で、既に就学援助の支給を受けているものは、市長の指示するところにより既に支給を受けた就学援助を返還しなければならない。

(支給方法)

第 9 条 市長は、就学援助を被援助者の口座に振込むものとする。ただし、学校徴収金等の未納がある場合は、被援助者から学校長への委任により、学校長の口座に振込むことができる。

(支給期間等)

第 10 条 就学援助 (新入学児童生徒学用品費に係るものを除く。) の支給対象とする期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 新入学児童生徒学用品費に係る就学援助は、小学校及び中学校について各 1 回の支給を限度とする。

(年度途中の認定・取消し)

第 11 条 支給期間の途中で認定を受けたものについては、認定日の属する月の翌月から支給を開始するものとする。

2 支給期間の途中で認定を取り消されたものについては、認定を取り消された日の属する月の翌月から支給を停止するものとする。

(譲渡禁止)

第 12 条 被援助者は、就学援助を受ける権利を譲渡することができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、魚津市就学援助に関する要綱（平成24年魚津市教育委員会告示第3号）の規定により支給を受けた就学援助については、この要綱に相当規定があるものは、この要綱の当該相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第5条関係）

費目	対象品目等	対象者	支給限度額（年額）
学用品費・通学用品購入費	児童生徒が通常必要とする学用品（実験・実習材料費を含む。）又は児童生徒（新入学児童生徒除く。）が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等）	市内在住の準要保護者	小学生 11,630円 中学生 22,730円
新入学児童生徒学用品費	新入学の児童生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）	市内在住の準要保護者又は市内在住で翌年度から小中学校に児童生徒が在籍する見込の準要保護者	小学生 54,060円 中学生 63,000円
遠距離通学費	片道の通学距離が、小学校の場合4キロメートル以上及び中学校の場合6キロメートル以上の児童生徒が通学に利用する交通機関の費用	市内在住の準要保護者	実費。ただし小学生にあつては40,020円、中学生にあつては80,880円を上限とする。
修学旅行費	児童生徒が、修学旅行に参加するための交通費、宿泊料、見学科、記念写真代、医薬品、損害保険その他均一に負担すべき費用	市内在住の要保護者及び準要保護者	実費。ただし小学生にあつては22,690円、中学生にあつては60,910円を上限とする。
校外活動費	児童生徒が遠足、工場見学、臨海・林間学校等に参加するため直接必要な交通費、宿泊費（年1回に限る。）及び見学科	市内在住の準要保護者	宿泊がある場合 小学生 3,690円 中学生 6,210円 宿泊がない場合 小学生 1,600円 中学生 2,310円
体育実技用具費	中学校の体育の授業（柔道）に必要な体育実技用具で、当該事業を受ける生徒が個々に用意することとされている柔道着の購入費	市内在住の準要保護者	中学生 7,650円
学校給食費	保護者が負担する給食費の米、パン、ミルク、おかず等に要する経費	準要保護者	実費
学校保健医療費	学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療費	要保護者	医療費負担額（実費）

オンライン 学習通信費	オンライン学習に必要な る通信費等の費用	市内在住の準 要保護者	14,000円
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新入学児童生徒学用品費、入学前支給に係るものを除くほかは、4月に認定した対象者に支給する。 2 修学旅行費に係る就学援助は、小学校及び中学校について各1回の支給を限度とする。 3 要保護者は、教育扶助の対象となっていない修学旅行費及び学校保健医療費のみが支給対象となる。 4 学校保健医療費は、対象病名に注意するとともに、医療券を教育総務課に請求すること（学校病以外は生活保護の扶助費で対応。）。 			

様式第1号 (第6条関係)

魚津市長 宛

年度 魚津市就学援助認定申請書

※申請者は太枠内の事項のみ記入

① 保護者	申請年月日	年 月 日		在籍校名	学年	クラス	児童生徒氏名	⑧ 世帯状況	氏名	続柄	生年月日				年齢	勤務先、学校名	
	住所	魚津市										年号	年	月	日	(前年の12月31日現在で記入)	
	氏名									1	世帯主						
	連絡先	(自宅)								2							
		(携帯)							3								
③ 申請理由	該当する事項に○印をつけてください。				④前年度に、就学援助の認定を		⑥前年度の世帯内所得状況(該当に○印)		4								
	1 生活保護を受けている。(年 月 日より) 2 児童扶養手当を受けている。(番号) 3 保護者が死亡して生活困難である。 4 保護者が病気療養中で生活困難である。(年 月 日より) 5 その他の理由で経済状態が悪く、学校集金等の支払いに困っている。 ()				1 受けた。 2 受けていない。 (該当に○印)		1 給与、営業所得等 2 年金 (障害・遺族・老齢) 3 児童扶養手当 (全部支給・一部支給) 4 その他(養育費等)		5								
⑦ 振込先指定口座	振込銀行	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	種別	普 ・ 当	口座番号			6								
	フリガナ								7								
	口座名義								8								
										9							
										⑨ その他注意事項 ②欄：小学校・中学校に在籍する場合はそれぞれに提出してください。 ⑤欄：控除の対象になりますので該当する方は賃貸契約書の写し等を添付してください。 ⑥欄：____年分源泉徴収票(写し)、所得税の確定申告書の控(写し)等の添付が必要です。 なお、世帯内で収入のある方全員の書類の添付が必要です。 ⑦欄：口座名義は申請保護者名義が基本ですが⑧欄記載のある方の名義でも結構です。 ⑧欄：年齢、勤務先、学校名は____年12月31日現在で記載してください。							

就学援助認定に必要な事項を、関係機関において調査されることに同意します。

年 月 日

なお、就学援助費の受給を受けながら、学校納付金を納めずにいた場合には、援助費の請求及び執行に関する一切の権限を、該当児童生徒が通う学校長に委任します。

保護者氏名(自署) _____

申請受付学校記入欄

年 月 日受付

学校名 _____ 学校

学校長名 _____

上記のとおり相違ありませんので、必要書類を添えて申請します。

(学校受付印欄)

市教育委員会記入欄

受付番号	審査結果		種別	開始月
	認定・否認定		要・準要	月

様式第2号（第6条関係）

魚津市長 宛 年度 魚津市就学援助(新入学児童生徒学用品費入学前支給)認定申請書

※申請者は太枠内の事項のみ記入

①保護者	申請年月日	年 月 日		入学予定校名	入学予定児童生徒氏名	⑧世帯状況	氏名	続柄	生年月日			年齢	勤務先(収入状況)、保育園名など		
	住所	魚津市					1	世帯主		年号	年	月	日	(前々年の12月31日現在で記入)	
	氏名						2								
	連絡先	(自宅)					3								
		(携帯)				4									
③申請理由	該当する事項に○印をつけてください。				④前年度に、就学援助の認定を	⑥前年度の世帯内所得状況(該当に○印)	5								
	1 生活保護を受けている。(年 月 日より) 2 児童扶養手当を受けている。(番号) 3 保護者が死亡して生活困難である。 4 保護者が病気療養中で生活困難である。(年 月 日より) 5 その他の理由で経済状態が悪く、学校集金等の支払いに困っている。 []				1 受けた。 2 受けていない。 (該当に○印) ⑤住宅形態(該当に○印) 1 持家 2 市営住宅 3 その他借家やアパート ※1ヵ月の家賃(2~3の場合) (円)	1 給与、営業所得等 2 年金 (障害・遺族・老齢) 3 児童扶養手当 (全部支給・一部支給) 4 その他(養育費等)	6								
⑦振込先指定口座	振込銀行	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	種別	普 ・ 当	口座番号									
	フリガナ														
	口座名義														
承 諾 書															
就学援助認定に必要な事項を、関係機関において調査されることに同意します。 また、入学準備金の入学前支給後に支給要件を満たさないこととなった場合は、既に支給された当該就学援助費を返還することを承諾します。											年 月 日			申請者(保護者)氏名(自署)	

上記のとおり相違ありませんので、必要書類を添えて申請します。

市教育委員会記入欄

受付番号	審査結果	理由
	認定・否認定	<input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 所得超過 <input type="checkbox"/> その他()